

○石垣市立学校施設の使用料に関する条例

昭和47年6月13日

条例第84号

(趣旨)

第1条 この条例は、石垣市立学校の施設使用の許可を受けた者から徴収する使用料について必要な事項を定めるものとする。

(平11条例9・一部改正)

(施設使用料)

第2条 市立学校施設使用の許可を受けた者から、別表に掲げる使用料を徴収する。

(平11条例9・一部改正)

(使用料の徴収時期)

第3条 使用料は、使用開始する前に徴収する。

2 徴収した使用料は還付しない。但し、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全額又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第4条 市長は、国または地方公共団体もしくはその他の公共団体の使用に供するとき、その他特に必要と認めたときは、使用料の額を減額し、または使用料を免ずることができる。

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年5月15日より適用する。

附 則(昭和51年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年条例第5号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第9号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第13号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

別表

(平16条例13・全改)

(1) プール使用料

種別	1時間につき	1日使用	超過
----	--------	------	----

		(8 : 00～17 : 00)	(1時間)
練習等(個人)	100円	—	100円
水泳大会等	1,000円	6,000円	1,000円

(2) 体育館使用料

種別	1時間につき	1日使用 (8 : 00～22 : 00)	超過 (1時間)
各種スポーツ等に利用する場合	1,500円	12,000円	1,500円
各種大会等に利用する場合	1,800円	14,500円	1,800円
その他の場合	1,500円	12,000円	1,500円

(3) 運動場使用料

種別	1時間につき	1日使用 (8 : 00～19 : 00)	超過 (1時間)
グラウンド	800円	6,000円	800円
テニスコート	200円	1,500円	200円

(4) その他の施設使用料

種別	1時間につき	1日使用 (8 : 00～22 : 00)	超過 (1時間)
一般教室	300円	2,500円	300円
特別教室等	500円	4,000円	500円